

社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定
日本国政府和中华人民共和国政府社会保障協定中華人民共和国で就労する被用者のための日本国公的年金の適用に関する証明書
在华就職人員適用日本公共年金制度的参保证明

- 協定第6条, 第7条, 第8条2及び第9条 / 協定第六條, 第七條, 第八條第二款和第九條
- 行政取決め第3条 / 行政協議第三條

1	被用者 / 雇員	
氏 / 姓	名 / 名	生年月日 / 出生年月日
前川 晃廣		19 年 / 年 月 / 月 日 / 日
(ローマ字 / 英文字母)		
MAEKAWA AKIHIRO		
日本国における住所 / 日本国内住址		
区 丁目 番		
日本の基礎年金番号 / 日本基礎养老金编号		
6-17		

2	日本国における事業所 / 日本国内工作单位
事業所名 / 单位名称	
I B J コンサルティング株式会社	
所在地 / 单位地址	
区	

3	中華人民共和国における事業所 / 中国工作单位
事業所名 / 单位名称	
I B J GUANGZHOU CONSULTING CO., LTD.	
所在地 / 单位地址	
1309 CHILIC PLAZA, 233 LIANHE-BEL, GUANGZHOU	

4	証明 / 証明
上記1にあげられた者は、次の協定条文に該当するため、以下の期間、日本の公的年金制度（協定第2条1(b)）について法の適用を受ける。 / 第1項中所述人員因符合以下協定條文，在以下期間內，適用日本公共年金制度（協定第2条1(b)）。	
該当条文 / 符合条文	
第 条 / 第 条	
6 . 1	
期間 / 期間	
2019 年 / 年 9 月 / 月 1 日 / 日 ~ 2024 年 / 年 8 月 / 月 31 日 / 日	

5	日本の連絡機関 / 日本的联络机构
名称 / 名称	日本年金機構 東京広域事務センター長
所在地 / 地址	東京都江東区有明3-6-11 TFTビル東館
年月日 / 年月日	2019 年 / 年 9 月 / 月 1 日 / 日

